

## 公立大学法人金沢美術工芸大学 中期計画（第1期・第2期比較）

第1期中期計画	第2期中期計画（素案）
<p><b>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 質の高い学生の受入れ</p> <p>(ア) 伝統的な芸術はもとより、新たな芸術の創造に資する多様な能力と可能性を持つ人材の受入れを推進するため、入学者受入方針を策定し、これを公表する。</p> <p>(イ) 入学者受入方針に応じた学生の受入れを行うため、現行の入学者選抜方法について再検討し、その結果を実践する。</p> <p>(ウ) 大学院教育の門戸を拡大するため、大学院定数や社会人入学などを検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、具現化を図る。</p> <p>(エ) 高い資質を持つ学生を確保するため、入試広報を強化する。</p> <p>イ 特色ある学士課程教育の実施</p> <p>(ア) 少人数教育を徹底した教育方針を明確にするため、学士課程教育の実施に関する基本方針を策定し、これを公表する。</p> <p>(イ) 人間形成のための教養教育を確保し、体系的な理論基礎教育を実践するため、一般教育科目と専門基礎科目の在り方を見直し、カリキュラムを充実する。</p> <p>(ウ) ものづくりの精神を習得させるため、金沢の文化や環境などの地域特性を生かした工房教育プログラムを充実する。</p> <p>(エ) 産学・地域連携研究を授業課題に活用するなど、社会と接点を持つ教育プログラムを検討し、実践的な教育を推進する。</p>	<p><b>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>・入学者選抜 → (4)に記載する。</p> <p>ア 学部教育</p> <p>(ア) 学士課程教育を、本学の教育拠点として位置づけ、学部の教育目標及び各科・専攻の教育方針に基づき、これに相応しい教育を実践する。</p> <p>(イ) 教養科目においては汎用的能力を培う教育を実践し、基礎科目においては多様な表現力を養う教育を実践する。</p> <p>(ウ) 専攻科目においては、各分野に要求される基礎的な造形力の向上、充実を図る。</p> <p>(エ) 各科・専攻の特性に応じた実践的な能力を身につけるため、産学・地域連携を活用した特色ある教育を推進する。</p>

(カ) 専攻にとらわれず、多様な芸術分野を学ぶことができるようにするため、学生が主体的に選択できる基礎的な共通科目を充実するほか、他大学等との単位互換の活用方法を検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、導入を進める。

(ク) 美術系教員や学芸員などの専門家養成課程を堅持するため、制度改正に伴う教職関係科目、学芸員養成科目の適切な対応を実施する。

ウ 高度な大学院教育の実施

(ア) 深い知的学識を涵養する教育方針を明確にするため、大学院課程教育の実施に関する基本方針を策定し、これを公表する。

(イ) 産学連携研究や地域課題を研究テーマに活用し、社会と接点を持つ教育プログラムを検討し、大学院生自らがマネジメントを行う実践的で高度な教育を推進する。

(ウ) 表現の多様化、自由化や高度化など、学生の多様な学習需要に対応するため、学生が主体的に選択できる共通科目を充実する。

エ 成績評価の透明性等の向上

(ア) 卒業生、修了生の質を保証するため、成績評価基準と学位授与基準を策定し、これらを公表するとともに、成績評価基準については、学生の学修目標設定などに資するため、シラバスへ記載し、学生に明示する。

(イ) 博士後期課程の学位審査の客観性と公開性を向上させるため、学位授与基準を厳格に適用する仕組みを構築するとともに、博士学位取得者の社会的信頼性の向上に努める。

(ウ) 卒業生やその就職先からの意見聴取などを通して、教育成果の検証が可能な仕組みを構築する。

**(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

ア 職員の適正配置

(ア) 教育プログラムやカリキュラムの充実などに即した教員配置計画を策定し、適正に配置する。

イ 大学院教育

(ア) 修士課程及び博士後期課程を、本学の研究拠点と位置づけ、教育と研究との高度で有機的、実質的な連関を実現する。また、その実現のために、総合的な大学院改革に取り組む。

(イ) 研究拠点としての大学院に相応しい、実技、理論における多様で横断的な教育研究の場を設け、学習需要に対応する教育研究の展開と連関を図る。

ウ 成績評価

(ア) 成績評価システムの総合的な検証を行い、公平性、透明性が担保された成績評価を行うとともに、その検証システムを実質的に機能させる。

(イ) 教育成果を検証するため、芸術系大学としての本学の特性を調査研究し、その特性に応じた教育成果の検証を実施するとともに、教育成果の測定指標（アウトカム・アセスメント）を作成する。

**(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

ア 教員の適正配置

(ア) 教員配置計画及び大学院改革に伴う組織改編に基づき、教員の適正配置、定数管理を行う。また、大学院指導教員資格基準に基づく資格審査を計画的に実施する。

(イ) 大学院教育に携わる教員の資質を担保するため、大学院指導資格基準を精査し、資格審査を実施する。

イ 教育研究に必要な施設等の充実・整備

(ア) 学生の学習支援を充実するため、自主的な学習や研究活動の支援に携わる教員を配置する。

(イ) 学生の学習効果を高めるため、学内の制作機材や情報メディア機器等を充実・整備する。

(ウ) 制作や表現領域の充実を図るため、学生が共通に使用できる工房施設を整備する。

ウ 教育方法や内容等の見直し

(ア) 授業内容や教育方法の改善及び教育を支える管理運営や事務部門の能力向上のための組織的な活動（FD・SD活動）に、計画的かつ継続的に取り組み、全学的な教育力の向上を図る。

(イ) 授業内容の改善を進めるため、教員による授業相互評価について検討し、導入を図る。

(ウ) 学生アンケートや評価機関の評価結果を活用した授業内容の改善を進める。

(エ) 教育内容の向上を図るため、学生の卒業後の動向や活動状況の調査、卒業生、就職先企業等からの意見聴取などを通じ、大学の教育に対するニーズの変化を的確に把握する体制を整える。

**(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

ア 学習支援の充実

(ア) 個々の学生の自主的な学習を支援するため、オフィスアワーの周知をさらに進め、学習相談の利用を促進する。

(イ) 学内外での学生の作品発表の機会を拡大するため、必要な施設を充実・整備する。

イ 学習支援体制及び教育研究設備等の充実・整備

(ア) 授業科目の履修や課外、学外での学習を支援する方法を構築し、実践する。

(イ) 教育研究設備・機器等について常に調査、検証し、教育研究計画に基づき更新、充実を図る。

ウ 教員の資質向上及び教育方法等の見直し

(ア) 合評会、ピアレビュー等の教員による授業評価を実施する。

(イ) 学生による授業アンケートに基づく教員の授業改善計画書を作成、公開し、授業改善を推進する。

**(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

ア 学習支援体制の整備

(ア) 授業科目の履修に関する総合的な相談・支援体制を検証し、さらなる活用を進める。

(イ) 授業科目以外の課外、学外の活動に関する支援体制を検証し、充実を図る。

(ウ) 学生の意欲的な学外学習活動等に対する柔軟な支援を検討し、充実する。

#### イ 生活支援の充実

(ア) 学生相談室の機能の向上やメンタルヘルス指導を充実する。

(イ) ハラスメントに関する学生への教育と教職員研修を行い、発生防止を徹底する。

(ウ) 学生生活の経済的な支援を充実する方策を検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、財源の確保に取り組み、効果的な支援制度の構築を目指す。

(エ) 福利厚生面での充実を図るため、学生の意見を広く聴き、改善に努める。

#### ウ 就職支援の充実

学生の進路や就職活動等に対して専門的な助言指導を行うため、情報のデータベース化やキャリアアドバイザーの配置等を検討し、具現化を図る。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 高度な調査研究や地域の特色ある課題への取組

(ア) 金沢の伝統工芸の保存・継承・発展に資するため、工芸研究の強化などの地域研究課題に取り組む。

(イ) 世界に通じる研究拠点となるため、国際的な共同研究に取り組む。

#### イ 生活支援の充実

(ア) 学生のメンタルヘルス等について、全学的な啓発・相談・支援体制を検証し、さらなる活用を進める。

(イ) キャンパス・ハラスメントに関する学生への教育と教職員の研修を行うとともに、防止体制を検証し、発生防止を徹底する。

(ウ) 大学独自の奨学金制度や学生顕彰制度を充実させ、効果的な学生支援を推進する。

(エ) 学生代表と学生支援委員会教員等との意見交換を行い、学生支援の総合的な充実に役立てる。

#### ウ キャリア支援の充実

(ア) 全学的な進路支援体制を整備する等、学生のキャリア支援に関する総合的な体制の整備と個別指導の充実を図る。

### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

#### ア 入学者選抜

(ア) 入学試験とアドミッション・ポリシーの整合性を検証する。

(イ) 入試方法について総合的に検証し、適切な改善を行う。

(ウ) 入試広報について総合的、多角的に調査研究し、効果的で積極的かつ計画的な入試広報を実施する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 高度な調査研究や地域課題の研究への取り組み

(ア) 金沢をはじめとする地域文化について、本学独自の視点による高度な水準の研究に取り組む、その成果を公開する。

(イ) 本学の特色を活かして、芸術・文化等に関する国際的水準の研究に取り組む、その成果

<p>(ウ) 若手教員の研究の高度化や大学の特色ある研究を推進するため、教員研究費の効果的な配分に努める。</p> <p>(エ) 文部科学省の大学に対する補助制度等を活用し、大学の研究活動を推進する。</p> <p>(オ) 文部科学省科学研究費補助金において、段階的に申請件数の増加を図り、計画期間最終年度には10件の申請を目指し、これを通じて教員個人の研究活動を活性化する。</p> <p>イ 調査研究成果の蓄積、有効活用及び発信</p> <p>(ア) 効果的な研究成果報告の在り方を検討し、制度化する。</p> <p>(イ) 研究成果を効果的に発信するため、国内外への出品、教員作品展、学会誌、大学紀要などの様々な企画や媒体を通じ公開する。</p> <p>(ウ) 研究成果の利活用を図るため、その成果を整理・蓄積し、公開する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>(ア) 教員が研究に取り組むための柔軟な研究環境を整える。</p> <p>(イ) 教員の中長期の研究を可能とする学内体制を検討し、制度の構築を目指す。</p> <p>イ 研究方法や内容等の見直し</p> <p>研究活動とその成果に対する点検・評価を行い、その結果を次の研究活動に反映することのできる仕組みを検討し、試行により効果を検証しながら、適正な制度の構築を進める。</p> <p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 「創造都市・金沢」の発展の一翼を担うとともに、都市計画、まちなみ保全、景観などに関する施策の協働に積極的に取り組む。</p>	<p>を公開する。</p> <p>(ウ) 教員研究費の制度を計画的に検証し、高度な研究や特色ある研究などに対する研究費の効果的な配分を行う。</p> <p>イ 研究成果の有効活用と積極発信</p> <p>(ア) 本学が取り組む研究について、その成果を効果的、計画的に整備・蓄積し、また公開・展開する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 研究実施体制や研究環境の整備</p> <p>(ア) 研究の実施体制や環境を検証・整備するとともに、実技と理論が連携する総合的な研究体制を構築し、特色ある研究活動を推進する。</p> <p>イ 研究方法や内容等の評価体制の不断の見直し</p> <p>(ア) 研究方法、内容、成果に対する点検・評価方法を検討し、評価の結果を研究方法等の改善に役立てる仕組みを構築する。</p> <p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 社会との連携及び教育研究成果の還元</p> <p>(ア) 金沢市をはじめとする自治体との連携を通して、教育研究成果を社会に還元する。</p>
---	---

イ 企業等からの受託研究や共同研究などにおいて、教育と研究の観点から大学が取り組む意義のある研究を積極的に実施する。

ウ 大学の知的資源の特性を生かし、他大学や各種研究機関との共同研究を実施する。

エ 小中学校や高等学校と連携し、芸術を志す人材の育成に向けた教育や講座等を開催する。

オ 学生とともに、市民に向けた多彩なアートイベントを開催する。

カ 産学連携、地域連携などの推進を図るため、実施体制を強化する。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

ア 教育研究における国際交流を推進するため、学生や教員の海外交流の機会を拡大するとともに、交流内容の充実を図る。

イ 外国人留学生の受入れの拡大を目指し、受入制度を検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、制度化を図る。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### (1) 運営組織の改善に関する目標を達成するための措置

ア 理事長（学長）のリーダーシップを支えるため、理事が業務を分掌し、理事長の意思決定を支援・補佐する体制を構築する。

イ 法人の意思形成の適正性を保つため、理事会、審議機関、教授会などの各機関の連携と分担が明確な組織運営を行う。

ウ 機動的で迅速な意思決定を実現するため、権限と責任の明確化を図るとともに、教職員が一体となった執行組織を構築する。

#### (2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(イ) 本学の知的資源を活かして、企業等からの受託研究・共同研究について、教育的に有効なものを実施する。

(ウ) 他大学や他の教育研究機関と連携して、研究を推進する。

(エ) 小中学校、高等学校と連携して、芸術関連の効果的な教育研究や啓発活動を実施する。

(オ) 本学の特色ある研究を活かして、市民に向けたアートイベント等の活動を実施する。

(カ) 社会連携の実施体制を検証し、再編する。また、知的財産を統括する組織を設置し、その管理・展開を行う。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

ア 国際交流の機会の拡大

(ア) 教育研究に関する国際交流を充実させるため、交流協定を結ぶ大学等との連携事業等を推進するとともに、学生の留学等海外派遣事業の支援体制を整備する。

(イ) 外国人留学生の受入れを拡大するため、受入体制、教育体制、環境等の検証を行う。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### (1) 運営組織の改善に関する目標を達成するための措置

ア 柔軟で機能的な運営組織の構築

(ア) 法令に則り、学長によるガバナンス体制を充実させるため、学長裁量経費の確保や学長を補佐する体制の確立等の措置を実施する。

(イ) 理事会、経営審議会、教育研究審議会の連携を密にし、情報を共有化する等の措置を実施して、学内組織の運営強化を図る。

#### (2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

ア 学問状況の変化や社会的要請に対応し、効果的な教育・研究を推進するため、学部、研究科の再編など、教育研究組織の在り方を不断に検証し、必要な改善を図る。

イ 客観的、合理的な改善等を推進するため、自己点検・評価はもとより、第三者評価機関の意見や評価結果などに基づき大学運営を改善する。

### (3) 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

ア 柔軟で弾力的な人事制度の構築

(ア) 事務職員について、市派遣職員から法人採用職員への計画的な切替えを実施する。

(イ) 効果的、効率的な教育研究活動を実現するため、多様な雇用形態や任用制度等について検討し、教育研究の質の向上に資すると認められるものについて、制度化を図る。

(ウ) 能力開発や専門性の向上を図るため、教職員の研修制度を整備する。

イ 適正な教職員評価制度の構築

教職員の多様な活動や業績を適正に評価し、その結果を処遇に反映できる評価制度を構築するため、制度内容について検討し、試行による効果の検証を経て、制度化を図る。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の簡素化、合理化を進め、大学管理コストの縮減を図るため、事務手続や決裁権限などの見直しや定型的業務や専門的業務の外部委託等を実施する。

(2) 効率的な事務処理等を実現するため、大学運営に係る企画・立案能力や、学生・教務事務に関する専門知識を有した専門職員を任用・育成する。

(3) 学内での監査機能を担保するため、組織内部で相互牽制が働く体制を整える。

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金に関する幅広い情報を提供する。

ア 教育研究組織の計画的な見直し

(ア) 学部及び大学院について、科・専攻の編制、学生定数、教員定数等について不断の検証を行い、改善に努める。

### (3) 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

ア 柔軟で弾力的な人事制度の構築と運用

(ア) 法人職員の採用計画及び昇任計画の策定を行う。

(イ) 教育研究活動の質の向上のために、多様で柔軟な教員人事制度を検討する。

(ウ) 教職員の育成、資質向上のために、効果的で多様な研修計画、研修方法を策定し、実施する。

イ 教職員評価制度の不断の見直し

(ア) 教職員の評価制度を不断に検証、改善し、資質や能力の向上等につなげる。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標

ア 事務の効率化

(ア) 事務処理の効率化・合理化を進め、かつ労働環境の整備を図るために、不断の検証、改善を実施する。

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

ア 外部資金の積極的導入

<p>(2) 文部科学省科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に取り組む。</p> <p>(3) 大学の特性を生かした独自の自己収入増加策を検討し、民間の企業や芸術団体などからの資金の導入に取り組む。</p> <p><b>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 人件費の適正化に関する目標を達成するための措置</b>  法人の効率的、効果的な運営を図るため、教職員配置計画を策定し、計画的な教職員の定数管理と適正配置を行う。</p> <p><b>(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標を達成するための措置</b>  ア 管理的経費においては、効率的、効果的な執行に努める。</p> <p>イ 物品や備品の共同購入やインターネットの活用など、調達方法の改善を図り、効率的な予算執行を進める。</p> <p>ウ 重複投資を防ぐため、備品の共同利用等を促進する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 効果的な資産の運用を行うため、資金計画を策定し、効率的かつ確実な資金運用を行う。</p> <p>(2) 大学が所有する美術品に関して、ホームページを通じて所蔵品情報を公開し、学外での有益な活用を推進する。</p> <p>(3) 使用料金収入を獲得するため、大学の教育研究活動に支障がない範囲で、大学施設の学外者への有償貸付けなどを行う。</p> <p><b>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 効果的な点検・評価を行うため、評価項目や評価基準を不断に見直し、その結果</p>	<p>(7) 外部研究資金に関する幅広い情報を提供する。</p> <p>(4) 文部科学省科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に取り組む。</p> <p>(5) 大学の特性を生かした独自の自己収入増加策を検討し、企業等からの資金の導入に取り組む。</p> <p><b>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 人件費の適正化に関する目標を達成するための措置</b>  ア 教職員等の適正な採用・配置  (7) 教職員配置計画に基づき、計画的な教職員の定数管理と適正配置を行う。</p> <p>(4) 要員配置計画に基づき、適切な要員の配置を行う。</p> <p><b>(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標を達成するための措置</b>  ア 効率的な予算執行  (7) 管理的経費の効率的、効果的な執行に努める。</p> <p>(4) 物品や備品の調達方法の改善を図り、効率的な予算執行を進める。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>  ア 適正な資産管理  (7) 資金計画に基づき、効率的かつ安全確実な資金運用を行う。</p> <p>(4) 大学が所有する美術品等について、ホームページを通じて所蔵品情報を公開し、貸出し等学外での有益な活用を推進する。</p> <p>(5) 大学施設について、大学の教育研究活動に支障がない範囲で、学外者への有償貸付け等を行う。</p> <p><b>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b>  ア 自己点検・評価の不断の見直し</p>
--	--



<p>を実践する。</p> <p>(2) 自己点検・評価の結果を大学運営の改善に反映するための全学的な体制を整備する。</p> <p>(3) 大学の点検・評価について説明責任を果たすため、ホームページ等を活用し、評価結果を積極的に公表する。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 学内情報の公開に関する基本方針を定め、実施体制を整備する。</p> <p>(2) 大学の活動を広く市民に示すとともに、教育・研究・社会活動・国際交流に関する大学広報力を強化し、美大ブランドの確立を目指す。</p> <p><b>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 施設設備を適正に管理するため、施設台帳等を整備するとともに、年次的な修繕・改良計画を策定する。</p> <p>(2) 現在の施設設備機能の点検や教育の実施に必要な機能の研究を行い、適切なキャンパス計画を策定する。</p> <p><b>2 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 卒業生や同窓会との繋がりを強化するため、これらの者と連携した活動を実施する。</p> <p>(2) 事務職員の能力の向上を図るため、芸術関連組織や民間企業等との交流研修を実施する。</p> <p><b>3 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 危機管理体制の明確化を図る。</p>	<p>(ア) 恒常的・循環（サイクル）的な自己点検・評価を実施する。大学評価結果等を基にした改善計画書の作成と、改善の実施を行う。また、自己点検・評価の実施において、学生の視点を取り入れる。</p> <p>(イ) 評価結果の公表を積極的かつ効果的に行い、かつPDCAサイクルにこれを位置づける。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 情報公開・発信等の充実</p> <p>(ア) 広報実施体制と広報戦略を見直し、広報活動を強化する。</p> <p>(イ) 印刷媒体やホームページ等の広報媒体と方法を見直し、新規広報媒体の発行・発信を含めた改善を行う。</p> <p><b>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 施設設備の計画管理等</p> <p>(ア) 施設台帳等を整備するとともに、年次的な修繕・改良計画に基づき、施設整備を実施する。</p> <p>(イ) 新キャンパス基本構想に基づき、具体的な新キャンパス基本計画を策定する。</p> <p><b>2 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 同窓会、成美会等との連携強化</p> <p>(ア) 卒業生や同窓会、成美会等と意見交換を行い、実効的な連携活動を実施する。</p> <p><b>3 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>ア 危機管理体制の充実・強化及び環境への配慮</p> <p>(ア) 危機管理体制の明確化を図る。</p>
--	--

(2) 労働災害等の未然防止を図るため、労働安全衛生法などの関係法令を踏まえた安全衛生管理体制を構築する。

(3) 加工機器等の安全使用や感染症等への対応など、教職員や学生への指導を徹底し、安全に対する意識の向上を図る。

#### 4 人権擁護及び法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員の倫理意識の啓発や人権侵害等の防止を図るための研修を実施する。

(2) 知的財産に関する法令違反を未然に防止するため、表現の自由や著作権等に関する研修を実施する。

(3) 不正経理や個人情報漏えいなどの法令違反を未然に防止するための措置を講ずる。

(イ) 安全衛生管理体制に基づき、労働災害、事故等の未然防止を図るとともに、実施体制を検証する。

#### 4 人権擁護及び法令遵守に関する目標を達成するための措置

ア 人権の尊重と法令遵守の徹底

(ア) 教職員の倫理意識の啓発や人権侵害等の防止を図るための研修等を実施する。

(イ) 知的財産に関する方針を策定し、また知的財産を統括する組織を設置する。

(ウ) 研究倫理規定を策定し、また研究倫理を統括する組織を設置するとともに、不正を防止するための体制を整備する。